

「情報セキュリティ監査手続ガイドライン（案）」及び「情報セキュリティ監査手続ガイドラインを利用した監査手続策定の手引（案）」に対する意見公募要領

平成21年5月18日
経済産業省
情報セキュリティ政策室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、平成15年4月より国際標準に準拠した「情報セキュリティ管理基準」（平成15年経済産業省告示第112号）や監査人の行動規範である「情報セキュリティ監査基準」（平成15年経済産業省告示第114号）を定め、これに基づく情報セキュリティ監査制度の運用を開始しました。その後、平成20年に、情報セキュリティマネジメントを取り巻く環境の変化に対応するため「情報セキュリティ管理基準」を見直し、「情報セキュリティ管理基準（平成20年改正版）」（平成20年経済産業省告示第246号）を定めました。

今般、「情報セキュリティ管理基準（平成20年改正版）」の個別の詳細管理策について、情報セキュリティ監査人が監査を行う際の参考資料として標準的な監査手続を記載した「情報セキュリティ監査手続策定ガイドライン（案）」及び監査手続を策定する際の手順を記載した「情報セキュリティ監査手続ガイドラインを利用した監査手続策定の手引（案）」を取りまとめました。

つきましては、本ガイドライン案に対し、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

- ・「情報セキュリティ監査手続ガイドライン（案）」
- ・「情報セキュリティ監査手続ガイドラインを利用した監査手続策定の手引（案）」

なお、意見の提出に際しては、必要に応じて以下の資料もあわせてご参照ください。

- ・「情報セキュリティ監査基準」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Audit_Annex04.doc

- ・「情報セキュリティ管理基準（平成20年改正版）」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Management_Standard.pdf

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

経済産業省ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成21年 5月18日(月)～平成21年 6月19日(金)必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 郵送の場合、意見提出用紙を下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室

「情報セキュリティ監査手続ガイドライン(案)」及び「情報セキュリティ監査手続ガイドラインを利用した監査手続策定の手引(案)」に関するパブリックコメント担当 宛

(2) FAXの場合、意見提出用紙を下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号:(03)3501 6639

(3) 電子メールの場合、下記のメールアドレスに意見提出用紙を添付してお送り下さい。

メールアドレス: itsec-public@meti.go.jp

(件名を「情報セキュリティ監査手続ガイドライン(案)及び情報セキュリティ監査手続ガイドラインを利用した監査手続策定の手引(案)に対する意見」として下さい。)

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや様式に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。